

## 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 ホームヘルパー等就業規則

(目的)

**第1条** この規則は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する指定居宅サービス（訪問介護）及び受託事業に従事する嘱託職員（以下「職員」という。）の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則に定めのない事項については、社協の臨時的雇用職員、嘱託職員就業規則（以下「嘱託職員就業規則」という。）及び労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(身分)

**第2条** 職員は、社協の常勤嘱託職員とする。

(雇用契約)

**第3条** 1年以内の期間を定めて雇用契約を締結する。ただし、再雇用は妨げない。

(服務)

**第4条** 服務については、社協のホームヘルパー等服務規程による。

(勤務時間)

**第5条** 勤務時間は、休憩時間を除き、1ヶ月ごとに1週間あたり38時間45分とする。

2 1日の勤務時間は次のとおりとする。

(1) 午前9時から午後5時30分（休憩時間は午後零時15分から午後1時までの間とする。）

(2) 午前7時から午後3時30分（休憩時間は午後零時15分から午後1時までの間とする。）

(3) 午後零時30分から午後9時（休憩時間は午後4時15分から午後5時までの間とする。）

3 前項に規定する1月の勤務時間の割り振りについては、前月まで作成した勤務表により本人宛通知するものとする。

(休日)

**第6条** 職員の休日は、嘱託職員就業規則第5条の規定により準用する社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員就業規則第16条の規定にかかわらず前条の勤務表により指定するものとし、1月当たり9日以上の日を与えるものとする。

(休日勤務)

**第7条** 休日勤務は、嘱託職員就業規則第5条の規定を準用する。

(休暇)

**第8条** 年次休暇、病気休暇及び特別休暇は、嘱託職員就業規則第6条の規定を準用する。

(給与)

**第9条** 給与は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会ホームヘルパー給与規程による。

(退職及び解雇)

**第10条** 職員が雇用契約期間満了前に退職しようとするときは、少なくとも1月前に社会福祉協議会会長に退職届を提出しなければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、本人の意に反して解雇することができる。

(1) その職に必要な適格性を欠くと認められたとき。

(2) 精神又は身体の故障があるか又は虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認められたとき。

(3) 業務能率が低く、勤務成績が不良と認められたとき。

(4) 社協が各々の事業を実施しなくなったとき。

(その他)

**第11条** この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。